

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の特別措置について

昨今の全国的な新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、3月19日に資源エネルギー庁からの要請「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の支払猶予等に係る要請について」が発出されたことを受け、休業や失業等により「緊急小口資金」または「総合支援資金」の貸付を受けたお客様に対してガス料金の特別措置を実施致します。

1. 特別措置対象のお客様

新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急小口資金または総合支援資金の貸付を受けたお客様で、弊社にお申込みいただいた場合に適用致します。

(お申込みの際、貸付決定通知書を確認させていただきますことご了承ください)

2. 特別措置の内容

お申込みのあったお客様の2020年4月分、5月分の各ガス料金の支払期日をそれぞれ1カ月(30日間)延長致します。

3. 受付開始日

2020年4月1日(水)

【お問い合わせ先】

東洋瓦斯株式会社

管理部

電話番号：097-527-5181

受付時間：平日(月～金)9:00～17:00